

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

### 1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

### 2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
  - ・退職給付引当金一職員の退職金の支給に備えるため、青森市社会福祉協議会退職金規定により退職金が支給される在籍職員の自己都合退職要支給額により計算した退職給付引当金を計上している。

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

### 5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 法人運営事業（社会福祉事業）
    - 「本部会計」
    - 「地域福祉活動推進事業」
    - 「高齢者福祉事業」
    - 「退職金積立事業」
    - 「助成事業」
  - イ 企画広報事業（社会福祉事業）
    - 「社会福祉大会開催事業」
    - 「表彰事業」
    - 「体験ボランティア事業」
    - 「色紙展開催事業」
    - 「ボランティア普及事業(支部)」
    - 「クリスマス会開催事業」
    - 「心配ごと相談所事業」
    - 「心配ごと相談所事業(支部)」
  - ウ 受託事業（社会福祉事業）
    - 「ほのぼのコミュニティ21推進事業」
    - 「日常生活自立支援事業」
    - 「福祉安心電話事業」
    - 「障害者移送サービス事業」
    - 「無縁仏供養会」
    - 「こころの縁側づくり事業」
    - 「老人福祉センター管理事業(支部)」
    - 「高齢者世帯等冬期除雪サービス事業」
    - 「生活困窮者自立支援事業」
    - 「合浦シルバーハウジング事業」

- エ 共同募金配分金事業（社会福祉事業）
  - 「一般配分事業」
  - 「歳末たすけあい募金配分事業」
  - 「NHK歳末たすけあい募金配分事業」
- オ 基金管理運営事業（社会福祉事業）
  - 「ボランティア基金管理運営事業」
  - 「ボランティア活動事業」
  - 「社会福祉事業基金積立事業」
  - 「福祉の雪対策事業」
  - 「ボランティア育成事業」
  - 「福祉基金管理運営事業」
  - 「福祉基金管理運営事業(支部)」
- カ 資金貸付事業（社会福祉事業）
  - 「生活福祉資金貸付事業」
  - 「たすけあい資金貸付事業」
  - 「法外援護費貸付事業」
- キ 児童館指定管理事業（社会福祉事業）
  - 「児童館指定管理事業」
  - 「合同キャンプ」
  - 「合同イベント」
  - 「後潟児童館」
  - 「戸山児童館」
  - 「野内児童館」
  - 「高田児童館」
  - 「安田児童館」
  - 「相野児童館」
  - 「平新田児童館」
  - 「三内児童館」
  - 「奥内児童館」
  - 「荒川児童室」
  - 「油川児童室」
- ク 青森市福祉増進センター指定管理事業（社会福祉事業）
  - 「青森市福祉増進センター指定管理事業」
  - 「ボランティアセンター事業」
- ケ 青森市総合福祉センター指定管理事業（社会福祉事業）
  - 「総合福祉センター指定管理事業」
  - 「老人福祉センター事業」
  - 「身障福祉センター事業」
  - 「児童センター事業」
  - 「手話・点字教室」
  - 「手話通訳者養成研修事業」
- コ 青森市中央介護保険事業所（社会福祉事業）
  - 「訪問介護事業」
  - 「通所介護事業」
  - 「配食サービス事業」
  - 「居宅介護支援事業」
- サ 法人運営事業（支部）（社会福祉事業）
  - 「支部会計」
  - 「福祉活動専門員設置事業」
  - 「地域福祉活動推進事業(支部)」
  - 「助成事業(支部)」
- シ 青森市浪岡支部介護保険事業所（社会福祉事業）
  - 「訪問介護事業(支部)」
  - 「通所介護事業(支部)」
  - 「配食サービス事業(支部)」
  - 「訪問入浴介護事業(支部)」
  - 「居宅介護支援事業(支部)」
- ス 障害福祉サービス事業（社会福祉事業）
  - 「訪問介護事業(障害)」
  - 「通所介護事業(障害)」
  - 「訪問介護事業(支部/障害)」
  - 「通所介護事業(支部/障害)」
- セ 地域包括支援センター運営受託事業(支部)（社会福祉事業）
  - 「地域包括支援センター運営受託事業(支部)」
  - 「介護予防・日常生活支援総合事業(支部)」

- ソ 障害者相談支援事業所（社会福祉事業）  
「障害者相談支援事業（支部）」
- タ 指定障害福祉サービス事業（社会福祉事業）  
「就労継続B型事業」  
「生活介護事業」  
「日中一時支援事業」
- チ 軽喫茶クローバー運営事業（収益事業）  
「軽喫茶クローバー運営事業」

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	6,000,000	0	0	6,000,000
合計	6,000,000	0	0	6,000,000

## 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 8. 担保に供している資産

該当なし

## 9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	1	0	1
車両運搬具	38,709,302	31,655,565	7,053,737
構築物	490,000	489,998	2
器具及び備品	40,590,337	35,380,038	5,210,299
ソフトウェア	14,095,950	14,020,350	75,600
無形リース資産	7,093,800	7,093,800	0
合計	100,979,390	88,639,751	12,339,639

## 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	66,892,039	0	66,892,039
未収金	1,669,778	0	1,669,778
合計	68,561,817	0	68,561,817

### 11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

### 12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

### 13. 重要な偶発債務

該当なし

### 14. 重要な後発事象

該当なし

### 15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に対する注記 (法人運営事業拠点区分用)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
・建物並びに器具及び備品一定額法
- (3) 引当金の計上基準  
・退職給付引当金—職員の退職金の支給に備えるため、青森市社会福祉協議会退職金規定により退職金が支給される在籍職員の自己都合退職要支給額により計算した退職給与引当金を計上している。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 法人運営事業拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3（⑩））
- (3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（⑪））
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 本部会計
  - イ 地域福祉活動推進事業
  - ウ 高齢者福祉事業
  - エ 退職金積立事業
  - オ 助成事業

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

該当なし

### 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	9,477,812	5,994,357	3,483,455
器具及び備品	6,460,212	5,653,281	806,931
ソフトウェア	11,550,000	11,550,000	0
合計	27,488,024	23,197,638	4,290,386

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,298,375	0	3,298,375
未収金	1,439,346	0	1,439,346
合計	4,737,721	0	4,737,721

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に対する注記 (企画広報事業拠点区分用)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
該当なし
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

該当なし

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 企画広報事業拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3（⑩））
- (3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（⑪））
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 社会福祉大会開催事業
  - イ 表彰事業
  - ウ 体験ボランティア事業
  - エ 色紙展開催事業
  - オ ボランティア普及事業(支部)
  - カ クリスマス会開催事業
  - キ 心配ごと相談所事業
  - ク 心配ごと相談所事業(支部)

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

該当なし

### 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

### 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

### 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

### 11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし

## 計算書類に対する注記 (受託事業拠点区分用)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
該当なし
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 委託事業拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3（⑩））
- (3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（⑪））
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア ほのぼのコミュニティ21推進事業
  - イ 日常生活自立支援事業
  - ウ 福祉安心電話事業
  - エ 障害者移送サービス事業
  - オ 無縁仏供養会
  - カ こころの縁側づくり事業
  - キ 老人福祉センター管理事業（支部）
  - ク 高齢者世帯等冬期除雪サービス事業
  - ケ 生活困窮者自立支援事業
  - コ 合浦シルバーハウジング事業

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

該当なし

### 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

### 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。



(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	449,500	0	449,500
未収金	0	0	0
合計	449,500	0	449,500

**10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益**

該当なし

**11. 重要な後発事象**

該当なし

**12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項**

該当なし

## 計算書類に対する注記 (共同募金配分金事業拠点区分用)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
該当なし
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

該当なし

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 共同募金配分金事業拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3（⑩））
- (3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（⑪））
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 一般配分事業
  - イ 歳末たすけあい募金配分事業
  - ウ NHK歳末たすけあい募金配分事業

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

該当なし

### 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

### 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

### 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

### 11. 重要な後発事象

該当なし

### 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に対する注記 (基金管理運営事業拠点区分用)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
該当なし
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

該当なし

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 基金管理運営事業拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3（⑩））
- (3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（⑪））
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア ボランティア基金管理運営事業
  - イ ボランティア活動事業
  - ウ 社会福祉事業基金積立事業
  - エ 福祉の雪対策事業
  - オ ボランティア育成事業
  - カ 福祉基金管理運営事業
  - キ 福祉基金管理運営事業(支部)

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

該当なし

### 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

### 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

### 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

### 11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし

## 計算書類に対する注記 (資金貸付事業拠点区分用)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
該当なし
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

該当なし

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 資金貸付事業拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3（⑩））
- (3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（⑪））
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 生活福祉資金貸付事業
  - イ たすけあい資金貸付事業
  - ウ 法外援護費貸付事業

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

該当なし

### 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

### 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

### 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

### 11. 重要な後発事象

該当なし

### 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に対する注記 (児童館指定管理事業拠点区分用)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
・建物並びに器具及び備品一定額法
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当  
共済制度によっている。

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 児童館指定管理事業拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3（⑩））
- (3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（⑪））
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

- ア 児童館指定管理事業
- イ 合同キャンプ
- ウ 合同イベント
- エ 後潟児童館
- オ 戸山児童館
- カ 野内児童館
- キ 高田児童館
- ク 安田児童館
- ケ 相野児童館
- コ 平新田児童館
- サ 三内児童館
- シ 奥内児童館
- ス 荒川児童室
- セ 油川児童室

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の 取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

該当なし

### 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。  
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構築物	490,000	489,998	2
器具及び備品	4,628,105	4,530,383	97,722
合計	5,118,105	5,020,381	97,724

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	16,445	0	16,445
未収金	230,432	0	230,432
合計	246,877	0	246,877

### 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

### 11. 重要な後発事象

該当なし

### 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

**計算書類に対する注記**  
**(青森市福祉増進センター指定管理事業拠点区分用)**

**1. 重要な会計方針**

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
・建物並びに器具及び備品一定額法
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし

**2. 重要な会計方針の変更**

該当なし

**3. 採用する退職給付制度**

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

**4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分**

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 青森市福祉増進センター指定管理事業拠点計算書類  
(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書 (会計基準別紙3 (㊿))
- (3) 拠点区分事業活動明細書 (会計基準別紙3 (㊿))
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容  
ア 青森市福祉増進センター指定管理事業  
イ ボランティアセンター事業

**5. 基本財産の増減の内容及び金額**

該当なし

**6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の**

**取崩し**

該当なし

**7. 担保に供している資産**

該当なし

**8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高**

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。  
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	1,819,010	609,165	1,209,845
合計	1,819,010	609,165	1,209,845

**9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高**

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	0	0	0
合計	0	0	0



10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

11. 重要な後発事象  
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び  
純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし

**計算書類に対する注記**  
**(青森市総合福祉センター指定管理事業拠点区分用)**

**1. 重要な会計方針**

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
・建物並びに器具及び備品一定額法
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし

**2. 重要な会計方針の変更**

該当なし

**3. 採用する退職給付制度**

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

**4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分**

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 青森市総合福祉センター指定管理事業拠点計算書類  
(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書 (会計基準別紙3 (⑩))
- (3) 拠点区分事業活動明細書 (会計基準別紙3 (⑪))
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 総合福祉センター指定管理事業
  - イ 老人福祉センター事業
  - ウ 身障福祉センター事業
  - エ 児童センター事業
  - オ 手話・点字教室
  - カ 手話通訳者養成研修事業

**5. 基本財産の増減の内容及び金額**

該当なし

**6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し**

該当なし

**7. 担保に供している資産**

該当なし

**8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高**

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。  
 (単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	1,000,000	999,999	1
器具及び備品	2,903,816	2,869,035	34,781
合計	3,903,816	3,869,034	34,782

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	0	0	0
未収金	0	0	0
合計	0	0	0

### 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

### 11. 重要な後発事象

該当なし

### 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に対する注記 (青森市中央介護保険事業所拠点区分用)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 青森市中央介護保険事業所拠点計算書類  
(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 訪問介護事業
  - イ 通所介護事業
  - ウ 配食サービス事業
  - エ 居宅介護支援事業

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

該当なし

### 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。  
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	11,374,000	11,373,997	3
器具及び備品	5,949,371	5,296,267	653,104
ソフトウェア	129,600	54,000	75,600
無形リース資産	1,773,450	1,773,450	0
合計	19,226,421	18,497,714	728,707

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	26,510,901	0	26,510,901
合計	26,510,901	0	26,510,901

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に対する注記 (法人運営事業(支部)拠点区分用)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
・建物並びに器具及び備品一定額法
- (3) 引当金の計上基準  
・退職給付引当金—職員の退職金の支給に備えるため、青森市社会福祉協議会退職金規定により退職金が支給される在籍職員の自己都合退職要支給額により計算した退職給与引当金を計上している。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 法人運営事業(支部)拠点計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 支部会計
  - イ 福祉活動専門員設置事業
  - ウ 地域福祉活動推進事業(支部)
  - エ 助成事業(支部)

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

該当なし

### 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	2,042,760	1,808,609	234,151
ソフトウェア	554,150	554,150	0
合計	2,596,910	2,362,759	234,151

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,096,278	0	2,096,278
未収金	0	0	0
合計	2,096,278	0	2,096,278

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

## 11. 重要な後発事象

該当なし

## 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に対する注記 (青森市浪岡支部介護保険事業所拠点区分用)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物並びに器具及び備品一定額法
  - ・リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 青森市浪岡支部介護保険事業所拠点計算書類  
(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(㊸))
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(㊹))
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 訪問介護事業(支部)
  - イ 通所介護事業(支部)
  - ウ 配食サービス事業(支部)
  - エ 居宅介護支援事業(支部)

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

該当なし

### 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	16,857,490	13,287,212	3,570,278
器具及び備品	10,090,270	9,370,314	719,956
無形リース資産	5,320,350	5,320,350	0
合計	32,268,110	27,977,876	4,290,234



## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	21,273,217	0	21,273,217
未収金	0	0	0
合計	21,273,217	0	21,273,217

### 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

### 11. 重要な後発事象

該当なし

### 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に対する注記 (障害福祉サービス事業拠点区分用)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
・建物並びに器具及び備品一定額法
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

該当なし

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 障害福祉サービス事業拠点計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3（⑩））
- (3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙3（⑪））
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア 訪問介護事業(障害)
  - イ 通所介護事業(障害)
  - ウ 訪問介護事業(支部/障害)
  - エ 通所介護事業(支部/障害)

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

該当なし

### 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

### 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,353,321	0	3,353,321
合計	3,353,321	0	3,353,321

### 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

**1 1. 重要な後発事象**

該当なし

**1 2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項**

該当なし

## 計算書類に対する注記

### (地域包括支援センター運営受託事業(支部)拠点区分用)

#### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
・建物並びに器具及び備品一定額法
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし

#### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

#### 3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

#### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 地域包括支援センター運営受託事業(支部)拠点計算書類  
(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(Ⅹ))
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(Ⅺ))
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容  
ア 地域包括支援センター運営受託事業(支部)  
イ 介護予防・日常生活支援総合事業(支部)

#### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

#### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

#### 7. 担保に供している資産

該当なし

#### 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。  
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	673,920	673,917	3
ソフトウェア	295,050	295,050	0
合計	968,970	968,967	3

#### 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,298,112	0	2,298,112
未収金	0	0	0
合計	2,298,112	0	2,298,112

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

11. 重要な後発事象  
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし

## 計算書類に対する注記 (障害者相談支援事業所拠点区分用)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
・建物並びに器具及び備品一定額法
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 障害者相談支援事業所拠点計算書類  
(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(㊸))は、当該拠点に1サービス区分しか存在しないため、作成していない。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(㊹))は、当該拠点に1サービス区分しか存在しないため、作成していない。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容  
ア 障害者相談支援事業(支部)

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

該当なし

### 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	690,780	690,777	3
ソフトウェア	622,150	622,150	0
合計	1,312,930	1,312,927	3

### 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,128,530	0	1,128,530
合計	1,128,530	0	1,128,530

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

11. 重要な後発事象  
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び  
純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし

## 計算書類に対する注記 (指定障害福祉サービス事業拠点区分用)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
・建物並びに器具及び備品一定額法
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 指定障害福祉サービス事業拠点計算書類  
(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容  
ア 就労継続B型事業  
イ 生活介護事業  
ウ 日中一時支援事業

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

該当なし

### 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	1	0	1
器具及び備品	5,053,843	3,600,041	1,453,802
ソフトウェア	945,000	945,000	0
合計	5,998,844	4,545,041	1,453,803



## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	6,467,360	0	6,467,360
合計	6,467,360	0	6,467,360

### 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

### 11. 重要な後発事象

該当なし

### 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に対する注記 (軽喫茶クローバー運営事業拠点区分用)

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
・建物並びに器具及び備品一定額法
- (3) 引当金の計上基準  
該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

該当なし

### 4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 軽喫茶クローバー運営事業拠点計算書類  
(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(㊸))は、当該拠点に1サービス区分しか存在しないため、作成していない。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(㊹))は、当該拠点に1サービス区分しか存在しないため、作成していない。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容  
ア 軽喫茶クローバー運営事業

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

該当なし

### 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	278,250	278,249	1
合計	278,250	278,249	1

### 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

### 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

### 11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし